

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日は、
翌日) 休日は、
その翌日

目次

◆規 則 鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則

規 則

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則をここに公布する。

昭和四十五年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十一号

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則

(この規則の趣旨)

第一条 鳥取県農林団体組織整備助成条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第五号。以下「条例」という。)第二条の規定による補助金の交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(補助金の額)

第二条 条例第二条に規定する補助金の額は、次の各号に掲げる額の範囲内の額とする。

一 条例第二条第一号に規定する経費に係る補助金にあつては、次に掲げる額

- イ 合併後存続し、又は合併によつて設立する農業協同組合(以下「合併農協」という。)
 - ロ 合併後存続し、又は合併によつて設立する土地改良区(以下「合併土地改良区」という。)
- 一万円に乘じて得た額

二 条例第二条第二号に規定する経費に係る補助金にあつては、合併農協、合併森林組合又は合併土地改良区が設置した技術職員(別表第一に定める数を限度とする。)が合併の日から起算して四年以内であつてその設置の日から起算して三年以内に、かつ、当該三年の各年度内に当該技術職員の業務に従事した場合におけるその従事月数(一月に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、技術職員が二人のときは、それぞれの従事月数の合計月数とする。)の十二分の十五に相当する数を一万円に乘じて得た額又は当該年度に支払つた当該技術職員の給料及び手当の合計額の二分の一に相当する額のいずれか低い額

三 条例第二条第三号に規定する経費に係る補助金にあつては、合併農協又は合併森林組合が合併の日から起算して一年以内に同条同号イに規定する借入金又はロ、ハ若しくはニに規定する借入金(別表第二に定める額を限度とする。)のいずれか一を借り入れた場合において、

借り入れた日から起算して三年以内に、かつ、当該三年の各年度内に支払った利息に係る元本債権の残高(借り入れの日から起算して十年間に、借り入れの日から起算して一年ごとに元本が均等に償還されるものとして計算された額を限度とする。)に相当する額に年百分の率を乗じて得た額又は市町村が合併農協若しくは合併森林組合に補助する額の二分の一に相当する額のいずれか低い額

四 条例第二条第四号に規定する経費に係る補助金にあつては、合併土地改良区が合併の日から起算して一年以内に同条同号に規定する施設等を取付した場合において、当該取得に要した経費の二分の一に相当する額又は別表第三に定める額のいずれか低い額

(技術職員)

第三条 条例第二条第二号の規則で定める技術職員は、次の各号の一に該当する者で、農業若しくは林業に関する技術指導又は土地改良事業に従事するものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において農業又は林業に関する正規の課程を修めて卒業した者

二 農業改良普及員又は林業改良指導員の資格試験に合格した者で、農業又は林業の指導又は試験研究に従事した期間が三年以上のもの

三 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると知事が認めた者

(借入金の種類)

第四条 条例第二条第三号イの規則で定める借入金は、別表第四に定める施設又は機械の取得に要する借入金とする。

2 条例第二条第三号ロの規則で定める借入金は、別表第五に定める施設又は機械の取得に要する借入金とする。

(合併事業計画)

第五条 条例第三条第二号の規定による合併事業計画の認定を受けようとする者は、合併事業計画認定申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 条例第三条第二号の規定による合併事業計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併後の事業経営についての基本方針に関する事項
- 二 合併契約の基本となるべき事項

三 合併後の事業経営を適正かつ能率的に行なうことができるようにするため必要な施設等の取得及び統合整備に関する事項

四 合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画

(申請書の添付書類)

第六条 条例第二条の規定による補助金に係る交付規則第五条第一号及び第二号の事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第二号及び第三号のとおりとする。

(実績報告書)

第七条 条例第二条の規定による補助金に係る交付規則第十八条の実績報告書は、様式第二号のとおりとし、当該補助金の交付の決定のあつた日の属する会計年度の翌年度の四月二十日までに提出しなければならない。

(請求書の添付書類)

第八条 条例第二条の規定による補助金に係る交付規則第二十一条第三号の受入額調書は、様式第四号のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一

合併農協	正組員戸数が一、五〇〇戸未満のもの	一人
合併森林組合	正組員戸数が一、五〇〇戸以上のもの	二人
合併土地改良区	地区の面積が一、〇〇〇ヘクタール未満のもの	一人
	地区面積が一、〇〇〇ヘクタール以上のもの	二人

備考 条例又は農業協同組合合併助成条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十二号）の規定に基づき、すでに補助金の交付を受け、又は現に補助金の交付を受けている合併農協、合併森林組合又は土地改良区の正組員戸数又は地区の面積は、この表の正組員戸数又は地区の面積に算入しない。

別表第二

正組員戸数が一、五〇〇戸未満のもの	一、〇〇〇万円
正組員戸数が一、五〇〇戸以上のもの	一、五〇〇万円

備考 条例又は農業協同組合合併助成条例の規定に基づき、すでに補助金の交付を受け、又は現に補助金の交付を受けている合併農協、合併森林組合の正組員戸数は、この表の正組員戸数に算入しない。

別表第三

地区の面積が一〇〇ヘクタール未満のもの	五万円
地区の面積が一〇〇ヘクタール以上五〇〇ヘクタール未満のもの	一五万円
地区の面積が五〇〇ヘクタール以上一、〇〇〇ヘクタール未満のもの	二〇万円
地区の面積が一、〇〇〇ヘクタール以上のもの	二五万円

備考 条例の規定に基づき、すでに補助金の交付を受け、又は現に補助金の交付を受けている合併土地改良区の面積は、この表の地区の面積に算入しない。

別表第四

農業倉庫、肥料配合施設、トラクター、コンバイン、動力用防除機、農産物乾燥施設、農産物処理加工施設、果樹園防除施設、選果施設、青果物集荷施設、酪農施設、ふ卵育すう施設、飼料配合施設、稚蚕飼育施設、農事放送施設、電気導入施設及び温泉を利用する農作物育成管理用施設

別表第五

林業機械倉庫、素材生産用機械、造林用機械、樹苗養成施設、チップ生産用施設、しいたけ生産用施設、木材加工施設及び組合事務所
--

様式第1号

合併事業計画認定申請書

職 氏 名 殿

下記の農林団体の合併に関し、農林団体組織整備助成条例第3条第2号の規定による合併事業計画の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

職 氏 名 印
職 氏 名 印

記

備考 各農業協同組合（森林組合、土地改良区）の総会の議事録の写し及び合併事業計画書を添付すること。

様式第2号

事業計画書（又は実績報告書）

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容

(1) 合併補助金（条例第2条第1号に掲げる経費に係る補助金）に関する事項

イ 合併農協等

合併農協等の名称	関係農協等の名称	認可年月日	登記年月日

ロ 合併に関する調査、研究費等

項 目	所要経費 円	負 担 区 分			備 考
		県補助金 円	市町村補助金 円	組合負担額 円	

- (2) 技術職員設置費補助金（条例第2条第2号に掲げる経費に係る補助金）に関する事項
 - イ 合併年月日
 - ロ 補助対象職員

住所	住所
氏名	氏名
生年月日	生年月日
履 歴	履 歴

ハ 設置計画

技 術 職 員 氏 名	職 員 設 置 の 日	本 年 度 の 従 事 期 間 年 月 日 か ら 日 迄	本 年 度 の 従 事 日 数	本 年 度 の 人 件 費 (給 料 十 手 当)	10千円×(15)の額	
					1 月 数 × 12	2 月 数 × 12
				円	円	円
計						

備考 月数は従事日数を30日で除した数とし、端数は切り捨てる。

3 合併組合等育成利子補助金(条例第2条第3号に掲げる経費に係る補助金)に関する事項

- イ 合併年月日
- ロ 借入金の内訳

条例第2条の借入金	借 入 名 等	取 得 額 等	借 入 金 額	借 入 年 月 日
イによるもの	円	円	円	
ロによるもの				
ハによるもの				
ニによるもの	固定化債権			

備考 取得額等欄の固定化債権については、知事が認定した固定化債権の額を記載すること。

ハ 利子補助計画

A		借 入 期 間	
借 入 日	借 入 口 の 利 子 補 助 対 象 元 本 債 権 額	借 入 年 月 日 か ら	借 入 期 間 日 迄
	円		

備考 借入期間は借入の日から元本を完済するまでの全期間をいう。

B

借 入 年 月 日 か ら 借 入 日 迄	利 子 補 助 借 入 本 元 債 権 額	積 数	約 定 利 息		市 町 村 の 補 助 利 率 (A/B)	
			利率	金額	補助金額	補助率
	円	(a)		円		
		(b)				
計	平均元本債権残高(A)					

備考 1 借入期間は、4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、元本償還の額の異なる別に行を分けて記載すること。

2 平均元本償還残高 = $\frac{\text{積数(a)} \times \text{元本償還額} \times \text{借入日数} + \text{積数(b)}}{365}$

4 施設等取得補助金 (条例第2条第4号に掲げる経費に係る補助金) に関する事項

イ 合併年月日

ロ 補助対象施設

施設等の種類	取年月日	取得価額	取得価額 の額	1.合併土地改良区 の面積	2.合併土地改良区 の面積	補助金の額
		円	円	円	円	円
計						

様式第3号

収入の部 収 支 予 算 書

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
	円	円	円	

支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
合併補助金	円	円	円	
技術職員研修費				
計				

様式第4号

補助金の受入額調書

区 分	金額	備 考
事業費	円	
補助金交付決定 前受		
今回受入額		
今回受入額		
残 額		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】